

～ 土砂災害から都民の命を守るために～
新たに土砂災害警戒区域等を指定しました

東京都は、がけ崩れなどの土砂災害から都民の命を守るため、土砂災害防止法に基づき、港区、新宿区、文京区、大田区、練馬区、八王子市、町田市で「土砂災害警戒区域」を973箇所、「土砂災害特別警戒区域」を760箇所、新たに指定しました。これにより、土砂災害が発生するおそれがある区域が明らかになり、区市による警戒避難体制の整備が促進されるとともに、一定の行為の制限が行われます。

公表内容はHP(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html)で閲覧できます。また、東京都建設局河川部、各建設事務所、区役所、市役所でも閲覧できます。

東京都では土砂災害の恐れのある約15,000箇所について、順次、基礎調査を実施しており、平成31年度までに警戒区域等を指定していきます。

1. 今回の指定

区市町村	所在地	基礎調査完了箇所数	
		警戒区域	うち特別警戒区域
港区	赤坂、虎ノ門、六本木、愛宕、東麻布、芝公園、三田、白金、麻布台、高輪 の各一部地域	23	22
新宿区	中井、中落合、下落合、西落合、大久保、西早稲田、戸山、本塩町 の各一部地域	20	14
文京区	大塚、目白台、関口、音羽、小日向、春日、千駄木、弥生、湯島、本郷 の各一部地域	15	11
大田区	西嶺町、千鳥、田園調布、南馬込 の各一部地域	18	14
練馬区	大泉町、桜台、南田中 の各一部地域	6	4
八王子市	鎌水、南大沢、別所、松木、東中野、大塚、松が谷、鹿島	463	297
町田市	小野路町、三輪町、三輪緑山、図師町、野津田町、小山ヶ丘	428	398
合計		973	760

2. これまでの指定箇所数（今回の指定含む）

	区市町村	累計区域指定箇所数		図面を閲覧できる建設事務所等
		警戒区域	うち特別警戒区域	
今回指定	港区	23	22	建設局河川部
	新宿区	20	14	
	文京区	15	11	
	大田区	18	14	
	練馬区	6	4	
	世田谷区	37	33	
	北区	25	23	南多摩西部建設事務所 南多摩東部建設事務所
	板橋区	54	53	
	八王子市	3,567	3,174	西多摩建設事務所
	町田市	1,465	1,364	
あきる野市	778	740		
青梅市	1,453	1,380		
福生市	17	14		
羽村市	28	26		
瑞穂町	42	34		
日の出町	669	629		
檜原村	931	0		
奥多摩町	889	0		
大島町	549	512		
利島村	90	76		
合計	10,676	8,123	大島支庁	

問い合わせ先

建設局 河川部 土砂災害対策担当課長 渡辺 電話 03-5320-5419（都庁内線 41-452）

土砂災害防止法とは

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

警戒区域では

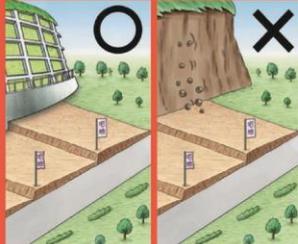


警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



建築物の構造規制

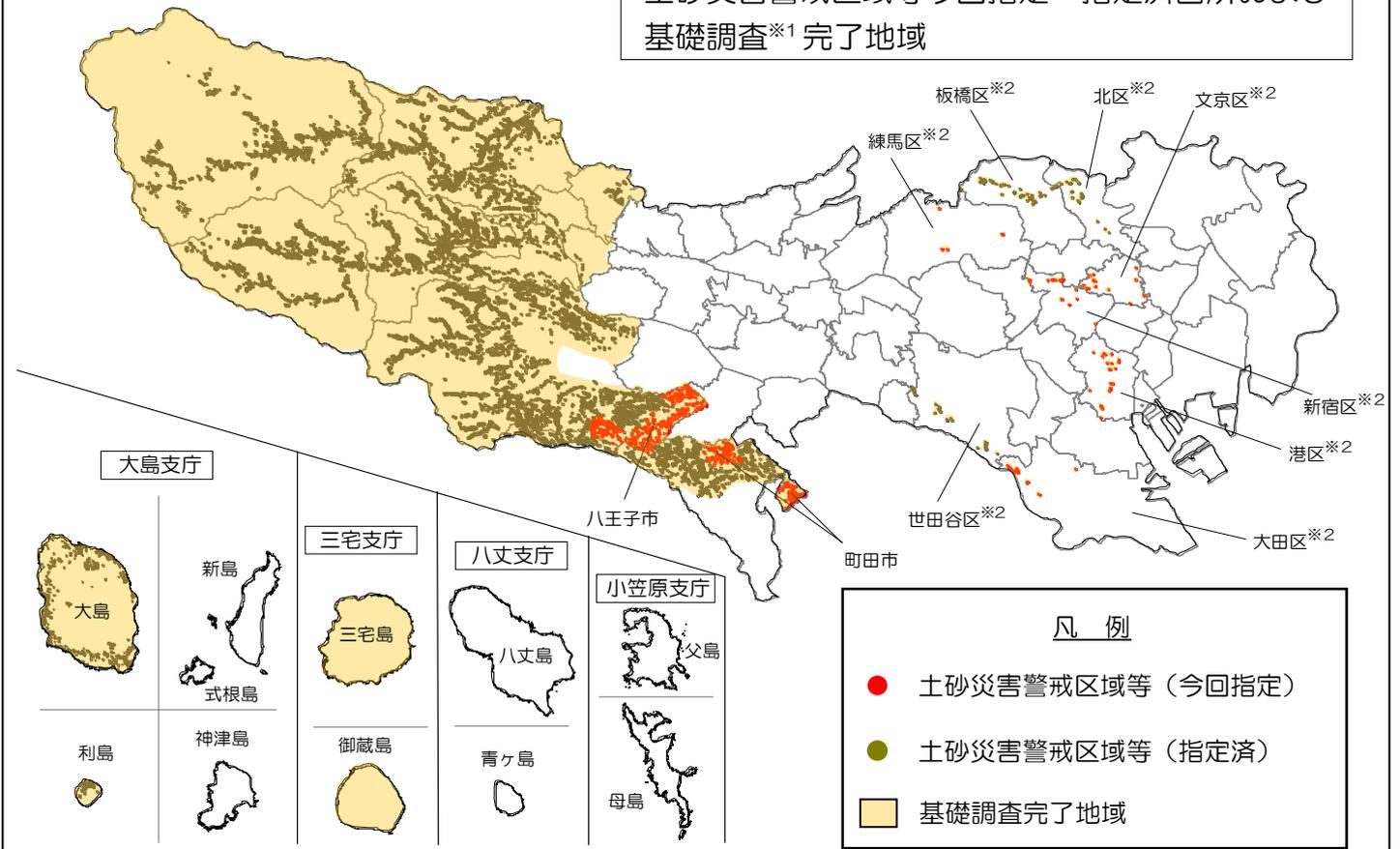
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

土砂災害警戒区域等今回指定・指定済箇所および基礎調査^{※1}完了地域



※1 基礎調査とは、都道府県が渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査することをいいます。なお、基礎調査完了後にはすみやかに結果を公表し、住民説明会等が終わりましたら、区域の指定を行います。

※2 港区、新宿区、文京区、世田谷区、大田区、北区、板橋区、練馬区については一部地域のみ基礎調査が完了しています。

東京都長期ビジョン事業

本件は、東京都長期ビジョンにおける、以下の都市戦略・政策指針に係る事業です。

都市戦略4 「安全・安心な都市の実現」

政策指針9 「災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現」